**⑥「ワンクリックで契約成立？」**

**～契約の成立と消費者保護～**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ●主に対応する学習指導要領　公民的分野 | | | |
| 内容Ｂ　私たちと経済  (２) 国民の生活と政府の役割  ア(ア)社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。 | | | |
|  | | | |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ | | | |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第3部  経済 | 第1章  市場経済 | 第2節  消費者と経済 | p.121-124 |

**第Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

1. 身近な経済活動、消費生活が「契約」によって成り立っていることに気づかせ、契約 の意味や基本的なルールについて正しく理解させる。また、どんなトラブルがあり得るのか、トラブルにあったときにはどうしたらよいのかについて考える力を身につけさせる。
2. 身近な経済活動について「契約」という概念でとらえ直し、「契約」を守ることによって権利や利益が保障されること、また、その結果について責任が伴うことに気づかせる。また、「消費者の保護」に関して、消費者も自らの利益の擁護および増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことを理解させる。
3. 消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深く関わっていることを認識させる。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

　　　「契約」と聞くと大人同士の約束、会社同士の約束で自分たちとは縁のないことのように感じている生徒が多いでしょう。しかし、自分たちの日常生活のなかで知らず「契約」をしていることはたくさんあるのです。自分がしている（するかもしれない）行動を「契約」という概念でとらえ直してみようというのがこの時間の趣旨です。

　　　この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

1. なぜ「契約」という制度が必要なのか理解できる。
2. どのような状況で「契約」が成立するのか理解できる。
3. 「契約」は守らなければいけないことを理解できる。
4. インターネットの普及により生じた「契約」の問題点・危険性について考えること

ができる。

1. 以上のようなことを日常の社会生活に活かしていくことができる。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導　入 | ・これまでに契約をしたことがあるか、たずねる。  ・ふだん行っている買い物も契約であることを知る。  ・契約が成立するのはどの時点か、契約成立に伴って生じる権利・義務について知る。  ・実際の買い物の場面ではどの時点で契約が成立するかを考え、確認する。 | ・生徒は契約というと企業同士で契約書をとりかわすものという認識しかないであろうが、書類がない口約束でも契約は成立すること、ふだんの買い物も契約であることを確認する。  ・また、図を使って「○○円で売りたい」という売り手の意思と「○○円で買いたい」という買い手の意思が合致したときに契約が成立するということ、売り手・買い手の権利・義務を整理しながら、いったん成立した契約は原則として取り消せないことを確認する。  ・図で確認したことをふまえて考えるようにうながし、答えを確認しながら理解を深められるようにする。 |
| 展　開 | ・これまでに無料占いや無料オンラインゲームのサイトを使ったことがあるか、携帯やパソコンでものを買ったり、サイトに登録してお金をはらったりしたことがあるかなどの体験を発表しあう。  ・ワークシートの事例を読み、事例で紹介されている「契約」について有効かどうかを考える。  ・お店で商品を買う「契約」とスマートフォンやインターネットでの「契約」の違いを考える。  ・インターネットによる「契約」が可能になったことで生じた危険性について考える。 | ・インターネットの普及により、相手と顔を合わせたり言葉をかわしたりしなくても契約が成立するケースが増えていることに触れる。  ・導入での学習をふまえて、この事例では、Aさんは何を約束したつもりでいるのか、業者は何を約束したつもりでいるのかを考えさせ、契約が成立することになるのかを考えさせる。  ・相手と顔を合わせたり言葉をかわさなかったりするぶん、手軽に契約をしてしまいがちであり、そのことから生じるトラブルも増えていることに気づかせる。  ・法的視点であげられている　⑴　非対面性・匿名性　⑵　機械取引　⑶　ペーパーレス化についてふれられるようにする。 |
| まとめ | ・これまでの学習をふまえて、インターネットにより「契約」をするにあたって注意しなければならないことについてまとめる。 | ・自分の日常生活との関連で記述できるように、支援する。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**  ・「契約」がどのような状態で成立するかということと、「契約」の意義や大切さを理解で  きたか。 |
| **○思考・判断・表現**  ・インターネットでの「契約」の問題点・危険性について考え、自分の生活を見直す  ことができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**  **・**自分の身の回りにある「契約」についての意義を知り、インターネットに限らず、「契  約」の成立を意識して生活できるようにしようとしている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**  **・**コンビニでの買い物や、ネットでのクリックなどの場面を思い浮かべ、「契約」の意味  を、売る側も含めて双方の立場から考えようとしている。 |
| **○A規準の例**  ・商品の売買だけでなく、「約束」は、さまざまな場面でたくさんあって、そのことを守  ることの大切さを理解し、「契約」にのぞんでは、賢い消費者になるように考えること  ができている。 |

**第Ⅱ部　ワークシート**

**「ワンクリックで契約成立？」**

**～契約の成立と消費者保護～**

　　　　　　組　　番 名前

１　契約とは？

ジュースを150円で買います。

ジュースを150円で売ります。

買い手　　　　　　　　　　　　　売り手

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約が成立すると･･･ | 相手に求めることができること  （権利） | 相手にしなければならないこと  （義務） |
| 売り手 | 商品の代金を請求できる | 商品を渡さなければならない |
| 買い手 | 商品を引き渡してもらえる | 代金を支払わなければならない |

２　次のA～Dのどの時点で契約が成立するでしょう？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| A | B | C | D |
| 商品をかごに入れたとき | 商品をレジに持って行ったとき | レジでお金をはらったとき | 商品を受け取ったとき |

３　事例１で契約は成立したといえるでしょうか　（　いえる　・　いえない　）

|  |
| --- |
| 理由（あなたがAさんの立場なら、どのようなことを言いたいですか？） |

４　事例２で契約は成立したといえるでしょうか（　いえる　・　いえない　）

|  |
| --- |
| 理由（あなたがBさんの立場なら、どのようなことを言いたいですか？ゲーム会社やスマートフォン会社の立場ならどうですか？） |

５　スーパーで商品を買う「契約」と、携帯電話やインターネットでの「契約」との違いは

何か考えてみましょう。

６　スマートフォンやインターネットで「契約」をするときに気をつけることは何か考え

てみましょう。

**○事例**

事例１　「ワンクリック請求」

|  |
| --- |
| 高校１年生のAさんは、スマートフォンの着信音をダウンロードできる無料サイトを友達から紹介してもらい、スマートフォンからアクセスしました。  サイトにはってあった無料サイトの「あなたは18歳以上ですか？　YES」というボタンをクリックしてしまったら、とつぜん「120日間 見放題で5万円の登録料」という画面が表示されました。  Aさんはサイト業者に「間違って登録になったので取り消してほしい」と連絡したのですが、「登録料を3日以内に払わないと７万円の請求になる」と言われて困ってしまいました。 |

事例2　「無料オンラインゲームは本当に無料？」

|  |
| --- |
| テレビでは、毎日のように携帯オンラインゲームの宣伝をしています。クラスでもゲームの話でもり上がっています。  中学3年生のBさんは「無料ならいいか」と思い、「今すぐカンタン！無料登録」というところをクリックして、ゲームに登録することにしました  ゲームをしばらくやっていると、アイテムを買えばゲームを早くクリアできるということがわかりました。アイテムがないとなかなか先に進めないので、一回だけ買ってみようと思い、３００円のアイテムを買ってみました。しかし、安いアイテムではなかなか先に進めないので、少し高いなと思ったのですが、3,000円のアイテムも買ってみました。  そんなことをくり返していたら、アイテムの代金として１５万円の請求書が届いたのです。びっくりしたBさんの母親は、「無料だったんじゃないの？ １５万円も支払うなんておかしいわよ。払う必要ないわ」とおこっています。 |

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

**１　契約って何だろう？**

* 1. **はじめに**

人は生まれながらにして、自分の幸せを求めることが保障されており（個人の尊重、幸福追求権。憲法第１３条）、国家に干渉されることなく、自分の暮らしを個人の意思で決めることができる自由が認められています。

しかし、誰しもが他の人の自由を制限してはならないということになると、逆に他人（の権利）に影響を与えることは何もできなくなってしまいます。社会では、他人に与える影響、他人との関わりを無視して、自分の生活を送っていくことはできません。そこで、他の人との合意により、それぞれが自分の生活空間をつくっていくことを可能にするための制度が必要となってきます。それが、契約制度です。すなわち、契約とは、自分たちの生活関係を自分たち（当事者）の意思で定めるものといえます。

* 1. **契約はいつ成立するの？**

契約が成立するためには、**当事者の意思が合致（合意）**することが必要です。しかし、

人の内心は外からは分からないため、ここでいう意思は、外部に表明された意思（意思表示）を基準に判断するのが原則です。

ワークシートの例でみると、お店は、商品に値札をはって陳列することにより「缶ジュースを１５０円で売ります」という売買の意思を表示しており（申込み）、お客さんは、陳列棚から缶ジュースをとってレジに持っていくことにより「この缶ジュースを１５０円で買います。」という購入の意思を表示することになり（承諾）、ここで売買の合意が成立したと判断することになります。

このように、契約は、双方の意思が合致し、合意したときに成立します。

* 1. **契約は守らなければいけないの？**

契約（約束）をした以上、それを守らなければならず、契約を守るということがルールとして確立している必要があります。なぜなら、このようなルールが確立していなければ、守られない可能性のある契約を結ぼうとする人はいなくなってしまうからです。また、契約を守らなければならないということを国家が保障し、契約を守らせるための制度が整えられていなければなりません。契約は守らなければならないというルールが確立していても、それを守らない人が出てきてしまうもので、そのような場合に、国家が強制的に守らせるようにしないと、信頼できる相手としか契約が結べなくなってしまうからです。具体的には、相手が契約を守らない場合に、強制的に約束の内容を実現するための制度の整備が必要であり、現代では、裁判、強制執行手続などが定められています。このような**法的な拘束力**が生じるところに契約制度の意味があり、制度が確立することにより、いちいち裁判に訴えなくても、契約の相手方は簡単には約束を破らなくなることを期待するものといえます。他方、自力救済といって、当事者が自力で契約の履行を強制させること（家賃を滞納した賃借人の部屋の鍵を勝手に家主が変えて追い出してしまうことなど）は、社会秩序が乱れてしまうことになりますので、認められていません。

それでは、いったん成立した契約は、必ず守らなければいけないのでしょうか。合意が成立したかどうかは、表示された意思で判断することは説明したとおりですが、その表示された意思と内心に食い違いがあった場合にも、つねに契約を守らなければならないとするのは、自分の暮らしを自分の意思で決められるという私的自治にそぐわない結果となってしまいます。そこで、法は、言い間違いや書き間違いがあった場合（錯誤）や、相手からだまされたり、おどされたりした場合（詐欺・強迫）には、意思表示を取り消すことができることを定めています。また、未成年者の場合には、その判断能力の未熟さゆえに、親権者等の同意を得ないで行った法的な行為を取り消すことができます。さらに、契約の相手方が、契約した約束を守らない場合には、契約を解除することができます。このように、契約の法的拘束力を維持することが適当でない場合には、法は、契約関係を解消できることを定めています。

**２　消費者契約**

以上のように、当事者が合意し、契約が成立した場合には、これを守らなければならないのが原則ですが、現代社会では、一般の消費者と、商品やサービスを提供する事業者との間で、有している知識や情報に大きな格差が存在し、また契約を締結する際の交渉能力にも大きな格差があります。そのため、消費者が事業者と契約する場合に誤った情報を与えられたり、不当な圧力を受けたり、一方的に不利益な契約条件をおしつけられてしまうことも少なくありません。

　　　そこで、消費者と事業者との間の格差を解消し、実質的に対等な立場で契約が締結できるよう消費者契約法が制定されています。具体的には、不当な勧誘による契約の取消しが認められ、著しく不当な内容の契約条項は無効とされています。

**３　インターネット取引（電子商取引）の特殊性**

　　　技術が進歩した現代では、従来の取引形態とは異なった契約があらわれており、とくに、インターネット等を通じた電子商取引では、従来の契約形態と比べて、以下のような特殊性があるといわれています。

**①　非対面性・匿名性**

　　　　インターネット取引では、契約の相手方を直接に確認できないことが多く、「なりすまし」の問題や、ワンクリック詐欺のような不当・架空請求が起こりやすいといわれています。

**②　機械取引**

　　　インターネット取引における契約の申込みや承諾といった意思表示は、マウスのクリックやEnterキーの入力によって行われることから、誤操作により、真意でない取引が行われる可能性が高くなります。このような誤操作により、真意でない契約が成立するのを避けるため、「電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律」は、事業者が消費者の意思の確認を求める措置を講じていなかった場合には、消費者が錯誤取消しを主張できる範囲を拡大しています。

**③　ペーパーレス化**

　　　インターネット取引では、契約書などの書類が作成されないことが多く、契約の成立や内容について、後日、紛争となった場合に、どのように立証するかが問題となります。

　　　　今回の事例でも、生徒がインターネットを利用した行為が問題となっていますが、以下の点を十分理解することが大切であると思われます。

ⅰ　契約の本質（上記１参照）をしっかり理解すること

ⅱ　インターネットというあたかも仮想のような空間であっても、実社会と同様に、契約は成立すること

ⅲ　むしろインターネットの特殊性から、契約に関するトラブルが発生する可能性が高いので、安易にクリックしたり、怪しいサイトにアクセスしたりしないこと

**４　事例について**

**（１）事例1「ワンクリック請求」**

　　　　Ａさんと業者との間では契約が成立し、Ａさんは５万円という登録料を支払わなければいけないのでしょうか？

Ａさんがクリック（押）したのは「あなたは１８歳以上ですか　ＹＥＳ」というボタンです。このボタンをクリック（押）したＡさんには「５万円の登録料を支払う」との意思があったとは認められず、契約は成立していないことになります。仮に、分かりにくい小さな表示で、「５万円の登録料で１２０日間見放題」というような細工がされていたとしても、Ａさんの意思を確認する措置（例：契約内容を確認する画面が表示され、Ａさんが確認ボタンを押さないと申込みができない）が講じられていなければ、錯誤があったとして契約の取消しを主張することができます。

　　　　いずれにしても、このようなワンクリックで請求がなされるようなケースでは、契約が成立しているとは認められないことが大半であり、Ａさんは代金を支払う必要はありません。なお、このような場合には、あわてて業者へ連絡して個人情報を伝えるようなことは避けるようにし、また、安易に料金を支払わないよう注意する必要があります。

**（２）事例2「無料オンラインゲームは本当に無料？」**

無料ゲームをうたったサイトでも、具体的な料金支払に関する表示がなされないまま、ワンクリックで料金が請求されるサイトもあり、そのような場合には上記⑴と同様に考えることができます。

他方、本事例のようなオンラインゲームでは、ゲームの序盤や基本的な部分では無料でゲームをすることができるものの、アイテムを有料で購入したりすることにより、基本的なサービスでは進めない次のレベルにゲームを進めることができるようなしくみとなっています。このようなゲームでは、最初のユーザー登録の際に、料金支払に関する規約に同意することを求められ、また、具体的な料金が発生するタイミングで、その内容を確認する画面が表示されるしくみとなっていることが多いと思われます。そのような場合には、Ｂさんもアイテムを取得するには料金が発生することを認識して、これを了解（確認のクリック）した上で、ゲームを行っていたと考えられます。したがって、Ｂさんは、アイテム料について、スマートフォン会社ないしゲーム業者に支払うことに合意していたと考えられますので、その代金を支払わなければいけないことになります。

一見すると、Ｂさんにとって、酷な結論となってしまうようにも思われますが、Ｂさんの契約の相手方であるスマートフォン会社やゲーム業者の立場から考える視点も必要です。契約時、ユーザー登録時、アイテム取得時において、アイテム料が発生することをきちんと説明し、その了解を得ていたにもかかわらず、後から料金がこんなに発生するとは思わなかったという理由だけで、代金が支払われないとしたら、人件費や設備投資費など様々な経費をかけて、スマートフォン事業やオンラインゲーム事業を進めている会社の運営が成り立たなくなってしまいます。そこで、スマートフォン会社やゲーム業者と利用者との間で、適切な形で契約が成立している場合には、Ｂさんには代金を支払う義務が発生していると考えることになります。

それでは、このような場合には、Ｂさんは常に代金を支払わなければならないのでしょうか。未成年者については、その判断能力が不十分であるため、親権者の同意を得ないで契約を行った場合には、契約を取り消すことができます。ただし、未成年者が、自分は成年者であるとあざむいたような場合には、取消しは認められず、ゲームサイトで年齢確認を求められた際に、「１８歳以上である」とのボタンをクリック（押）していた場合には、取消しができないことになります。

なお、最近では、テレビコマーシャルなどでことさら無料を強調しているオンライゲームも見受けられ、すべて無料でゲームができると誤解していたケースなどが社会問題化しています。そこで、消費者庁からは、このようなビジネスモデルを採用する事業者に対し、無料で利用できるサービスの具体的内容・範囲を正確かつ明瞭に表示する必要があるとの指摘がなされているところです。

資料

**●民法**

**（未成年者の法律行為）**

**第五条**　未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

**２** 　前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

**３** 　第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

**（制限行為能力者の詐術）**

**第二十一条**　制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

**（錯誤）**

**第九十五条**　意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一　意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

２　前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

３　錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一　相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二　相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

４　第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

**（詐欺又は強迫）**

**第九十六条**　詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

**２** 　相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

**３** 　前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

**●消費者契約法  
（目的）**

**第一条** 　この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

●**電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律**

**（趣旨）**

**第一条**　この法律は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について特定の錯誤があった場合に関し民法 （明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるものとする。

**（定義）**

**第二条**　この法律において「電子消費者契約」とは、消費者と事業者との間で電磁的方法により電子計算機の映像面を介して締結される契約であって、事業者又はその委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従って消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによってその申込み又はその承諾の意思表示を行うものをいう。

**２** 　この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいい、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

**３** 　この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

**（電子消費者契約に関する民法の特例）**

**第三条** 　民法第九十五条第三項の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その意思表示が同条第一項第一号に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであり、かつ、次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者（その委託を受けた者を含む。以下同じ。）が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合は、この限りでない。

**一** 　消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかったとき。

**二** 　消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行う意思があったとき。

**第Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１ ねらいをはっきりさせましょう**

　　この授業では、日常生活のいろいろな場面（とくに消費生活）で「契約」が行われていることに気づくこと、最近ではインターネットの普及により「契約」に関する新たな問題が生じてきていることに気づかせ、その解決に向けてどうしたらよいかを考えさせる授業です。

**２ 指導の工夫をしましょう**

　　学習指導要領公民的分野の内容B（２）「国民の生活と政府の役割」のなかで「消費者保護」について学ぶところでの授業例です。民法改正で成年年齢が18歳に引き下げられました。内容の取扱いにある「消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者になること」を意識させることが大切です。

**３ 授業の進め方**

**〈　導　入　〉**

ふだんの買い物など、実は自分たちの日常生活のなかで、「契約」という行為をしている

ということを理解させ、そもそも「契約」とは何かを学んでいきます。売買契約を例にすると、「契約」が成立するのは、「売り手と買い手の意思が合致したとき」であること、契約が成立すると売り手は「商品の代金を請求できる（権利）」「商品をわたさなければならない（義務）」、また、買い手は「商品を引きわたしてもらえる（権利）」、「代金を支払わなければならない（義務）ということを」表に記入しながら確認します。次に、日常生活の中で、契約が成立するのはどういうときかを、スーパーでの事例をもとに考えていきます。この事例の場合は、スーパー側は商品を店に陳列することで、すでに売る意思を表示しているので、お客さんが商品を手にとってレジに持っていくことで買う意思を表示した時点で契約が成立したことになります。

**〈　展　開　〉**

スマートフォンやパソコンからの無料サイトへのアクセスは多くの生徒が経験していることだと思います。発言をうながし関心を高めましょう。自分の失敗談はなかなか出ないと思われますので、事例を使ってトラブルの可能性を知り、どんな問題点があるかを考えさせます。

まず、事例１についてAさんとサイト業者がそれぞれ何を「契約」（約束）したつもりでいたのかを考えさせます。Aさんは「あなたは１８歳以上ですか？　YES」のボタンをクリックしたときに「５万円の登録料を支払う」という意思はなかったでしょう。それに対し、サイト業者側は、「あなたは１８歳以上ですか？　YES」のボタンをクリックすること＝登録の意思があると解釈し、登録料を請求しています。つまり、両者の意思は合致していないので、契約は成立していないということになります。

事例１では、契約内容を確認する画面が消費者にわかりやすく表示されないまま、契約が成立したという画面が表示され、登録料が請求されています。このように、明らかに悪質なサイト~~も~~が存在するのも事実ですが、消費者側がしっかり契約書や利用規約を読まずに簡単に「同意します」とクリックしてしまったことからトラブルが生じることもあることにもふれ、「契約」をしたら守らなくてはならない責任が生じることもしっかり教える必要があるでしょう。

　　　事例２でも、Bさんとゲーム会社がそれぞれ何を「契約」（約束）したつもりでいたのか

を考えさせます。

事例２は、契約の内容（３００円・３０００円のアイテムを買う、料金を支払ってスマートフォンでインターネットを利用する）は理解した上で、画面をクリックしたり、インターネットを利用したりしていますから、契約自体は成立しています。この事例からは、契約をする際には、その内容（例えば「無料」というのはどの範囲までなのか、料金をいくら支払うことになるのかといったこと）をしっかり確認したうえで契約すべきことや、インターネットではクリック等をすることで契約が成立することがあることを理解できるとよいでしょう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Bさん | ゲーム会社 |
| 無料登録した場面 | 無料なら登録してみよう | 今すぐカンタン！無料登録 |
| アイテムを買った場面 | アイテムを買うとゲームを早くクリアできる、一回だけ買ってみよう（３００円）  安いアイテムではなかなか先に進めないから３０００円のアイテムを買ってみよう | ゲームを早く進めたければ、アイテムを買ってもらう |

**〈　まとめ　〉**

インターネットによる「契約」が可能になったことで、これまでなかった危険性が生じていることに気づかせ、被害にあわないためにはどうしたらよいかを考えさせましょう。そのために、まず、スーパーなどでの買い物に伴う「契約」と、スマートフォンやインターネットによる「契約」の違いを整理し、そのうえで、スマートフォンやインターネットで「契約」をするときに気をつけることは何かを考えていきましょう。最後に、「契約」はここで取り上げた場合以外にもいろいろな場面で発生することにもふれましょう。家庭科で学習する消費者教育との関連をはかってもよいかもしれません。